



申告期間は 2月16日(金)～3月15日(金)

# 税の申告・相談



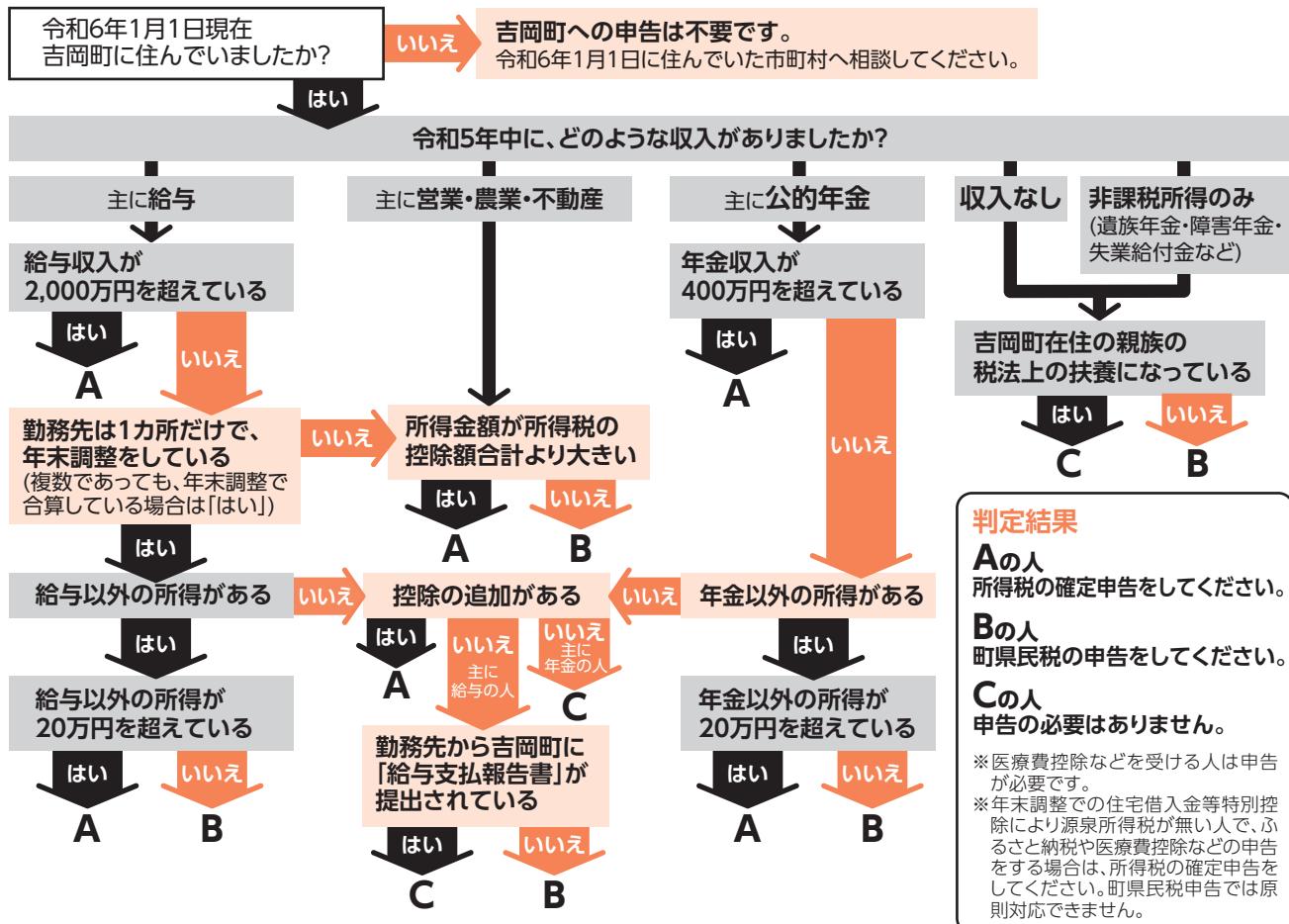
国税庁チャットボット  
税務職員ふたば

問い合わせ先

町県民税 税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)  
所得税 高崎税務署 ☎027-322-4711

申告が必要か確認しましょう

## スタート



※フローチャートは一般的な例です。不明な点は税務室にお問い合わせください。

自宅でパソコン・スマホから申告しましょう URL <https://www.keisan.nta.go.jp>

混雑緩和のため、確定申告書は自宅のパソコンやスマホで作成してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することで、申告書を作成できます。作成した申告書は、マイナンバーカードなどを使ってe-Tax(電子申告)で送信、または印刷して税務署へ提出できます。



▲スマホでの  
申告はこちら

## スマホ申告のメリット

- シンプルな入力画面！
  - 税額まで自動計算！
  - どこからでも送信！  
申告会場・税務署に出向く必要なし
  - 確定申告期間中は  
24時間いつでも利用可能！



**マイナンバーカードとスマートフォン  
(マイナンバーカード読み取対応)で申告**  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

作成方法は 動画でチェック！

## 動画で見る確定申告

検索



## 申告に必要なもの

- 申告書**
- 本人確認書類**  
(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など)
- 個人番号確認書類**  
(マイナンバーカード・通知カードなど)
- 本人名義の預金通帳**  
(初めて振替納税・還付申告をする場合)

※個人番号確認書類として  
**マイナンバーカードを提示**  
すれば、本人確認書類は  
不要です。

### □ 収入が分かる書類

- ・源泉徴収票(給与・年金など)☆
- ・賃金支払報告書(日雇者など)
- ・収支内訳書  
(営業・農業・不動産などの収入がある場合)
- ・肉用牛売却証明書
- ・その他の収入明細書☆

※平成31年4月1日以降、申告の際に上記☆の書類の添付が不要となりましたが、相談時には必要となりますので、忘れずにお持ちください。

### 【控除に必要な書類】

- ・社会保険料額の分かるもの
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・その他の証明書  
(障害者手帳、学生証、在学証明書など)

※すでに年末調整でこれらの控除を受けている場合は、添付または提示は不要です。

- ・医療費控除の明細書  
(領収書の提出は不要ですが、5年間は保存する必要があります。)

## 申告前に申請・発行を

### 65歳以上の障害者控除対象者の認定

身体障害者手帳や療育手帳などを持っていない人でも、同等の障害があると認定された場合は、所得税や町県民税の障害者控除の対象者となることがあります。申請により認定された人には、障害者控除対象者認定書を交付します。

※手帳所持者は、認定書の発行は不要です。

▶**対象** 令和5年12月31日現在(令和5年中に死亡した人は死亡日時点)、町内在住の65歳以上の人で要介護認定を受けているか、6ヶ月以上寝たきりの状態にあることが証明できる人で、町の障害者控除認定基準に該当する人

※要介護認定を受けている人全員が障害者控除の対象になるわけではありません。

### 医療費控除用おむつ使用の証明

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用は、所得税や町県民税の医療費控除の対象になります。控除を受けるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、次の①～③の全てに該当する人は、町が発行する「介護保険の主治医意見書の確認書」でも控除を受けることができます。

#### ▶「介護保険の主治医意見書の確認書」の対象

- ①控除を受けるのが2年目以降の人
- ②介護保険の要介護認定を受けている人
- ③主治医意見書の記載内容が一定条件(寝たきり状態であることおよび尿失禁があること)に該当している人

#### ▶**交付申請**

介護高齢室窓口で用紙を受け取り、申請してください。

### 問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)

## 役場での申告

### 町の会場で受け付けできない場合

- ①令和5年分以外の確定申告をする人
- ②山林所得や譲渡所得（土地・建物、株式など）がある人
- ③住宅借入金等特別控除を受ける人（年末調整で控除を受けている場合を除く。）
- ④東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けて所得税の軽減・免除を受ける人
- ⑤青色申告をする人
- ⑥ふるさと納税を申告する人
- ⑦先物取引に係る雑所得などのある人
- ⑧東京電力などの賠償金に係る申告をする人
- ⑨消費税の申告をする人

※町で受け付けできないものは、パソコンやスマートフォンから申告するか、高崎税務署が開設する会場で申告してください。

### 場 所 コミュニティーセンター 2階大ホール



※2階へ上るのが困難な人や、特に申告すべき収入などがなく相談のみ希望する人は、税務室窓口へお越しください。

**受付時間 8:45～11:15、13:15～15:15**

※混雑具合により、受付終了時間が早まる場合があります。

#### 〈お願い〉

##### (1) 混雑緩和のための対応について

滞在時間短縮のため、収支内訳書、医療費控除明細書は必ず事前に作成してください。

##### (2) 町会場での作成・受け付け分確定申告書の税務署への電子的送付について

所得税など還付金がある場合の還付金の振り込み迅速化を図るため、令和4年以降受け付けた確定申告書を税務署へ電子的に送付します。なお、電子的に送付するためには申告者が所定の手続きをする必要があります。手続きが必要な人については、申告・相談会場で別途ご案内します。

##### (3) インフルエンザや新型コロナウイルス感染リスク軽減のための対応について

- ・37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合など感染防止の観点から適切でないと判断した場合には、入場をお断りさせていただく可能性があります。
- 発熱症状などにより体調が優れない人は、無理をせずに、後日申告してください。
- 会場には、必要最小限の人数で来てください。

〈注意事項〉駐車場などで職員が口座番号、暗証番号などを聞き取ることは絶対にありません。不特定多数の人が出入りする場所ではご注意ください。

### 地区別日程表

対象地区	期 日
小倉	2月16日(金)
上野原	2月19日(月)
上野田	2月20日(火)
下野田	2月21日(水) 原、宮下、中部
北下	2月22日(木)
南下・陣場	2月26日(月)
大久保寺下	2月27日(火)
中町、上町、田端	2月28日(水)
大久保寺上	2月29日(木) 三津屋1・2区
三津屋3・4区、町営住宅	3月 1日(金)
溝祭	3月 4日(月)
溝祭南部一・二・三区	3月 6日(水)
溝祭中部、北部1・2区	3月 7日(木)
駒寄	3月 8日(金) 駒寄東・西、駒寄台東・中・西
瀬来東・西	3月11日(月)
漆原西	3月12日(火)
漆原東	3月13日(水)
上記日程で都合がつかない人	3月 5日(火) 3月14日(木) 3月15日(金)

## 高崎税務署が設置する会場での申告



### 場所

**ビエント高崎エクセルホール  
(高崎市問屋町 2-7)**

### 期間

**2月16日金～3月15日金**

※土・日・祝を除く。ただし、2月25日日は開場。

### 受付時間

**9:00～16:00**

※混雑具合により、受付終了時間が早まる場合があります。

### ふるさと納税をした人へ

次のいずれかに当てはまる人は、ワンストップ特例制度の適用を受けられないため、ふるさと納税に係る寄附金控除を含めて所得税の確定申告が必要です。

- ふるさと納税に係る寄附金控除を含めず、所得税の確定申告・町県民税の申告をした人
- 6団体以上の自治体にふるさと納税をした人
- ワンストップ特例申告書を提出したが、記載住所などに不備があった人

### 入場には「入場整理券」が必要です

国税庁LINE公式アカウントから入場整理券を発行します。  
※当日の整理券の配布もあります。配布状況によっては相談受け付けを終了する場合があります。



◀国税庁LINE  
公式アカウントは  
こちらから

LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

### その他の注意事項

- 申告期間中は、高崎税務署での相談・申告はできません。
- 会場では、原則、ご自身でスマートフォンなどを操作して申告書を作成します。
- 以前に電子申告を利用したことがある人は、「確定申告のお知らせ」はがきや「確定申告書の控用」などの「利用者識別番号および暗証番号が分かる書類」をお持ちください。
- 医療費明細書や収支内訳書などは来場前に作成し、お持ちください。

### 問い合わせ先

**高崎税務署 ☎027-322-4711**

※自動音声案内に従い、該当の番号を選択してください。